

生ごみの分別収集・資源化を計画しています

1 「燃やすごみ」を「生ごみ」と「生ごみを除いた燃やすごみ」に分別する計画です

- ①ご家庭で生ごみを分別していただき、分別収集します
- ②葉山町に設置予定の生ごみ資源化処理施設で資源化（堆肥化）します
- ③堆肥を農家や市民・町民へ配布し、資源を循環します

2 いつから？

令和4年度(2022年度)											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		審議会 (諮問)	市民説明会			審議会 (答申)	パブリックコメント			議案 提案	

令和5年度(2023年度)											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
分別変更についての市民説明会											

令和6年度(2024年度)											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
分別変更についての市民説明会											分別 変更

3 なぜ、分別するの？

逗子市では、ペットボトル、容器包装プラスチック、草・葉・植木ごみの資源化、集団資源回収において紙類・布類の資源化、拠点回収において廃食用油、CD・DVD類の一部の資源化を行い、焼却量の減量に取り組んでいます。「燃やすごみ」に含まれる資源物の資源化に関する次の課題が、「生ごみ」、「製品プラスチック」、「紙おむつ」です。

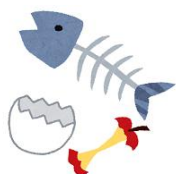
このうち、生ごみの資源化は、2001年（平成13年）から検討を進めてきました。生ごみは焼却せずに資源化することが可能であり、生ごみのみを分別収集することで、堆肥化やエネルギー利用等の再生利用をすることができます。燃やすごみの約4割を占める生ごみの資源化は、ごみ焼却量の大幅な削減により環境負荷の低減、コストの削減及び循環型社会の形成に大きく寄与することになります。

生ごみは家庭から出るごみの中で唯一、自家処理をすることで排出量を大幅に削減することができます。そのため、生ごみの分別収集及び資源化を開始したとしても、これまでどおり自家処理が優先されます。一方で、全家庭が生ごみの自家処理を行うことは現実的ではないことから、どうしても出てしまう生ごみについては、資源化施設を整備して分別収集・資源化を行い、生ごみを燃やさずに資源化するシステムを構築するという考えです。

4 「生ごみの分別収集・資源化に関する制度設計（案）」を令和4年（2022年）3月に作成しました。

●生ごみの範囲について

生ごみの中には、貝殻や骨類など分解が難しく、資源化しにくいものがあります。これらを生ごみから除いた方が効率的に資源化できますが、分別が複雑で手間が多くなります。生ごみの資源化処理に支障が生じない範囲内で、できるだけ分別がしやすくなるよう、生ごみの範囲の検討をしていきます。



●袋の種類・大きさについて

燃やすごみの中に含まれている生ごみの量は4割程度です。現在、「燃やすごみ用・不燃ごみ用指定ごみ袋」で多く使われているのが20リットル袋と10リットル袋のため、その半分の大きさの10リットル袋、5リットル袋の採用を考えています。取り扱いやすく運びやすいよう、持ち手付袋とする考えです。



●収集回数・収集方法について

生ごみの分別徹底のためには、燃やすごみの収集回数を減らす方が良いと考えられますが、紙おむつなど家にためておくことが難しいごみがあることを考慮して「生ごみ週2回、燃やすごみ週2回」の収集とする考えです。収集はごみステーションで行います。

●手数料の設定について

分別促進の効果が得られるよう、現在の燃やすごみの処理手数料より低い料金設定を考えています。家庭における生ごみ処理容器の利用や食品ロスをなくすための取組を考慮して、生ごみを出す量に応じた公平な費用負担を検討しています。

5 令和4年度（2022年度）は、この制度設計（案）について説明を行い、市民の皆様からご意見を伺います。
今後実施する市民説明会、11月のパブリックコメントでご意見を聞かせてください。